

十和田市広告入り封筒寄附者募集要項

市では、封筒の作製経費の削減と封筒寄附者の事業のPRを目的として、市役所から市民等への郵便物の発送等に用いる封筒の裏面に広告を入れた「広告入り封筒」の寄附者を募集します。

1 募集内容

(1) 寄附していただく封筒の規格及び数量について

- ① 角形2号封筒：1寄附者当たり5,000枚以上20,000枚以下
- ② 長形3号封筒：1寄附者当たり10,000枚以上40,000枚以下

※ 年間使用見込み：角形2号封筒約20,000枚、長形3号封筒約40,000枚

(2) 掲載する広告等について

- ① 広告は、封筒の裏面に掲載していただきます。
 - ② 掲載する広告については「十和田市有料広告の掲載に関する要綱」及び「十和田市有料広告掲載基準」の規定を遵守したものとします。
 - ③ 封筒の表面及び裏面に、市が指示する事項を掲載していただきます。
- (3) その他詳細については、別紙仕様書のとおりとします。

2 封筒の使用期間

封筒納品後から1年程度

3 募集期間、場所及び方法

(1) 募集期間 令和7年5月1日から令和7年5月31日まで（期日必着）

(2) 提出先 〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

十和田市役所総務部総務課行政総務係

(3) 提出方法 持参又は郵送

※ ファックスやメールによる提出は受理しません。

4 提出書類

- (1) 十和田市広告掲載物寄附申込書（広告入り封筒）
- (2) 住所を有する市区町村の市区町村税の完納証明書等滞納がないことの証明書（3か月以内のもの）
- (3) 会社の履歴事項全部証明書又は個人の身分証明書（3か月以内のもの）
- (4) 封筒見本（寄附実績がない場合は、広告入り封筒の案）
- (5) 会社概要（パンフレット可）

5 寄附者の決定方法

- (1) 提出書類の内容等を審査し、十和田市広告掲載物寄附採納(不採納)決定通知書によって、応募者に採納又は不採納の結果を通知します。
- (2) 審査結果に対しての異議申立ては、受け付けません。

6 協定書の締結

寄附者を決定した後、速やかに、市と寄附者との間で協定を締結します。協定においては、主に次に掲げる事項について取り決めることとなります。

- (1) 封筒の作製内容及び広告の内容
- (2) 封筒に対する責任及び広告に対する責任
- (3) 協定期間

7 納品

協定締結後半年以内に納品をしてください。

8 封筒の使用

- (1) 寄附していただく封筒は、市民や事業者、他の地方自治体等への通知書、証明書等の発送や、各種会議における資料配布用など、十和田市役所における日常業務で使用します。
- (2) 広告に関する苦情や広告の内容に問題が発生したときは、寄附者が速やかに解決に当たり、又は封筒を速やかに回収し代替物を提供してください。
- (3) 協定の締結後、広告主が「十和田市有料広告の掲載に関する要綱」又は「十和田市有料広告掲載基準」に違反したとき、又は違反していることが判明したときは、協定を解除する場合があります。この場合に生じる損害は、全て寄附者側の責任において解決していただきます。

9 注意事項

- (1) この要項に反するもの、虚偽の内容が記載されているものは、失格とします。
- (2) 応募書類の提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された応募書類は、返却いたしません。
- (4) 封筒に記載する内容等については、「十和田市有料広告の掲載に関する要綱」、「十和田市有料広告掲載基準」及び「十和田市広告入り封筒仕様書」を参照してください。